

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

令和3年4月9日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

（1）区 域

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

（2）期 間

令和3年4月12日（月曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

（3）実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け【都内全域】

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 等

②事業者向け

- ・営業時間の短縮
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

※上記対象区域以外の地域についても、協力依頼を実施

2. 都民向けの要請（案）

- **都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往來の自粛**（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）
- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**（法第24条第9項）

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **混雑している場所や時間を避けて行動すること**（法第24条第9項）
- **措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと**（法第31条の6第2項）
- **会食において会話をする際のマスク着用の徹底**（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等（案）

（1）飲食店等の使用制限（措置区域）

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可 を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等（案）

（2）その他の施設への対応（措置区域）

施設の種類	内 容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った催物開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等（案）

（3）飲食店等の使用制限（措置区域以外）

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可 を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等（案）

（4）その他の施設への対応（措置区域以外）

施設の種類	内 容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベント開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等（案）

（5）イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）**に沿った**イベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉 クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉 ロックコンサート、スポーツイベント等

- **営業時間短縮の協力依頼**

【措置区域】

営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで

【措置区域以外】

営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

- **業種別ガイドラインの遵守**を要請（法第24条第9項）

コロナ対策リーダー事業

○ これまでの登録数 **66,958件**



- 店内の感染防止対策を徹底
- お客様にも感染防止マナーを促す



○登録等に関する相談窓口

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電話 03-5388-0567

対応時間帯 9:00～19:00 (土日祝日を含む毎日)

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト①

これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組を、重点措置の実施にあわせて短期集中的に実施（4月12日（月）～）

概要

- 「徹底点検 TOKYOサポートチーム」が都内飲食店等の各店舗を個別に訪問
- 各店舗の取組状況に応じた、きめ細かいアドバイスや情報提供を実施

対象

重点措置区域（23区+6市）における飲食店等（居酒屋、レストラン等）

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト②

実効性のある点検

- 特に重要な5つの対策分野について、具体的で分かりやすい20のチェックポイントを設定
- 点検済みの店舗には「感染防止徹底点検済証」を交付

【チェックポイントの例】

☑ 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして、十分な換気を実施



きめの細かい支援

- 点検して終わりではなく、各店舗の対策のレベルアップに繋がるよう丁寧に支援
- 助言の実施や支援ツールの提供により、コロナ対策リーダーの取組を後押し

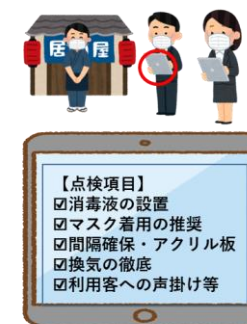
(支援ツールイメージ)

お食事中以外は
マスクの着用を
(東京都からのお願い)

着席時におしぼりと
ともに渡す
お声がけカード



リーダー必携
(お声がけの心得集)



DXの活用

DXの効果的活用

- 点検業務等のシステム化により、業務の効率化や店舗のニーズ把握等を実施

出勤者数7割削減に向け、 トコトン・テレワーク実施を！

・「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施を要請

・多摩地域のホテル等を活用した
サテライトオフィスを拡充（1日200室）

・テレワーク導入・定着促進セミナーの集中開催



・専門家による実践的な導入支援



協力金の支給について

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新たに事業規模に応じた協力金を支給

○ **対象期間** 令和3年4月12日(月)～5月11日(火)【30日間】

○ **支給額** 一店舗あたり111万円～最大600万円

※詳細は追って公表

中小企業の取組に対する助成

○飲食店等の取組への支援を拡充

新規 **コロナ対策リーダーを配置する店舗**への助成メニュー創設

※ C O 2 濃度測定器、アクリル板、消毒液が対象

延長 申請期限を4月30日（金）から6月30日（水）に延長

✓ 感染症防止ガイドライン等に基づく**感染症対策への支援**

✓ テイクアウトや宅配など**業態転換への支援**

戦略的・集中的な検査の拡充

戦略的な検査実施

- クラスターが発生しやすい集団等に対する検査
 - ・ **感染者がいた場合にクラスターが発生しやすい事業所等**に対し、定期的に検査を実施（約5千件／週）
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の検査
 - ・ 施設に勤務する職員等への集中的・定期的検査の拡充
高齢者施設（約10万件／週） **障害者施設**（約1万件／週）
- 都内の大学
 - ・ **PCR検査等の積極的な活用を要請**
 - ・ **オンライン講義の積極的活用**

医療提供体制等の確保に向けた取組①

確保病床

- 現在の確保病床5,048床から、更に最大確保病床6,044床に向けた確保を**医療機関に要請**
- 回復期の患者を受け入れる**後方支援病院**（約200施設・約1000床）を確保
- 病院間での転院調整が困難なケースは、**都が調整**

宿泊療養施設

- 来週、区部で**新たに1施設**を開設し、**今後も順次確保**
- 基礎疾患を持つ高齢者等、重症化リスクの高い方と同居している陽性者の**即日受入れ**を4月12日より開始

医療提供体制等の確保に向けた取組②

GW期間中（5/1～5/5）の支援

➤ 診療・検査医療機関への支援

- ・ 4時間当たり15万円

➤ 調剤薬局への支援

- ・ 4時間以上8時間未満：1.5万円 8時間以上：3万円

➤ 入院患者を受け入れる医療機関への支援

- ・ 重症：30万円 軽症・中等症：7万円（患者1人1日あたり）

緊急的な一時宿泊場所の提供

○ビジネスホテルを提供



- **対 象** 住まいを失った方
- **受付期間** 重点措置期間中
- **受 付** TOKYOチャレンジネット
- **問合せ先** 0120-874-225
0120-874-505（女性専用）

女性の方への相談体制①

対象	受付・連絡先
様々な女性の悩みに関する相談	東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
	東京都女性相談センター（女性専用） 03-5261-3110(本所) 042-522-4232(多摩支所) 03-5261-3911(夜間休日緊急の場合)

女性の方への相談体制②

対象	受付・連絡先
住まいや仕事を失った方の相談・ 緊急的な一時宿泊場所の提供	TOKYOチャレンジネット 0120-874-225 0120-874-505（女性専用）
キャリアカウンセラーによる 就労相談	東京しごとセンター 03-5213-5013 03-5211-2855（女性専用）
家に居場所がない未成年等の 女性の方の相談（女性専用）	BONDプロジェクト メール hear@bondproject.jp LINEID bondproject

女性の方への相談体制③

対象	受付・連絡先
外国人の方の相談	東京都つながり創生財団 (TMC Navi) 03-6258-1227
生きづらさや自殺リスクにつながる 悩みを抱える方の相談	東京都自殺相談ダイヤル 0570-087478 LINE相談 (アカウント名) 相談ほっとLINE@東京

※ 女性専用を除き、性別を問わず対応

学校の対応

○ 小中学校や高校

- 学校での**感染防止対策の徹底と保護者の協力**をお願い
- **デジタル機器の積極的な活用**による学びの保障

補正予算の専決処分

「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、
新たな局面を迎えたコロナとの闘いに対し、
戦略的な取組を迅速に実施するため、
補正予算を編成

予算規模 **2,583** 億円

本日、専決処分により、速やかに予算措置

第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年4月9日（金）18時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 4月8日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	30,921,976	559,109
ブ ラ ジ ル	13,193,205	340,776
イ ン ド	12,801,785	166,177
フ ラ ン ス	4,902,985	97,444
ロ シ ア	4,554,481	99,800
英 国	4,381,830	127,171
イ タ リ ア	3,700,393	112,374
ト ル コ	3,633,925	32,943
ス ペ イ ン	3,326,736	76,037
ド イ ツ	2,940,279	77,755
そ の 他	48,618,707	1,197,015
合 計	132,976,302	2,886,601

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表4月7日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	123,905	1,789
大 阪	56,626	1,199
神 奈 川	48,893	789
埼 玉	33,766	709
千 葉	30,279	581
愛 知	27,980	594
北 海 道	21,433	764
兵 庫	21,208	596
福 岡	19,211	333
沖 縄	10,194	129
そ の 他	96,905	1,815
合 計	490,400	9,298

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,460名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(4月8日19時30分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	124,450人
入院	1,521人
軽症・中等症	1,480人
重症	41人
宿泊療養	836人
自宅療養	749人
入院・療養等調整中	818人
死亡	1,794人
退院等(療養期間経過を含む)	118,732人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 124,447名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第23回新型コロナウイルス感染症対策分科会
第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月 9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月12日 第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月25日 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月26日 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 1日 第59回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 8日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月 9日 第60回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(2月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県共同声明を公表(2月2日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(2月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(2月5日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(2月23日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月18日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月18日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(3月24日)

【総務局】

- ・ 新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成(2月24日)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の登録開始(3月22日～)
- ・ 民間事業者のサービスを活用し、窓口等の混雑情報を発信(3月22日～) 【戦略政策情報推進本部共管】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始(4月1日～)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の研修開始(4月1日～)

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ（バナー）広告、新聞広告（日刊主要6紙）等を活用した周知徹底
- ・国が所得税等の申告納付期限（延長前：令和3年3月15日）を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限（延長前：令和3年3月15日）についても令和3年4月15日まで延長
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始

【生活文化局】

- ・広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載
- ・緊急事態宣言等の延長に伴い、1月7日の同宣言等発出時の対応を延長
- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシをさらに15言語で作成・配布
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに段階的緩和期間における都の対応について「やさしい日本語」で発信
- ・広報東京都4月号で、東京iCDC、感染症に対応した支援・対策について掲載

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を3月22日から順次再開

【都市整備局】

- ・地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【産業労働局】

- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）」について公表（2月5日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」における都の取組について公表（2月5日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（2月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について公表（2月18日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について公表（2月18日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換について公表（2月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の申請受付を開始（2月22日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(3/8～3/31実施分)」における3/22から3/31までの取扱いについて公表（3月18日）
- ・飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について公表（3月18日）
- ・飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について公表（3月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月前半）を公表（3月19日）
- ・休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始（3月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(2/8～3/7実施分)」の申請受付を開始（3月26日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」について公表（3月26日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（3月29日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（4月1日）
- ・出勤者数の削減に向けて「トコトン・テレワーク」の実施について公表（4月1日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月後半）を公表（4月2日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで）

【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・一時的に港湾占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始
- ・緊急事態宣言解除後も、当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを公表（3月18日）、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続実施

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長
- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長

【教育庁】

- ・都立図書館の来館サービスの休止期間の延長及び非来館サービスの提供等
- ・緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（2月2日）
- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月5日）
- ・緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月18日）

「第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 4 月 9 日(金) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それではただいまより、第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、いつものように私から、状況報告、各局等の取組についてご説明をいたします。

次、世界の感染の状況になります。一番下のところになりますけれども、世界の感染者数が約 1 億 3,297 万人、それから死亡者数に関しましては 288 万人を超える方が亡くなられています。

次、国内の発生状況になります。国内では合計で約 49 万人の方が感染をされ、9,298 名の方が亡くなられています。

次、都内の発生状況です。陽性者累計で 12 万 4,450 人の方が感染されています。そのうち退院された方は 11 万 8,732 人、入院が現在 1,521 人という状況になっております。

次、直近の国の動きになります。本日、国では第 60 回になりますが、政府の対策本部会議が開かれております。右側が直近の都の動きになります。前回 3 月 24 日に第 53 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応になります。特記事項はありません。

次、直近の各局の主な対応になります。政策企画局、3 月 24 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同取組を実施いたしました。

総務局ですが、4 月 1 日以降、人権問題に関する専門電話相談を開始しております。また、「コロナ対策リーダー」の研修を開始したところです。

次、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシをさらに 15 言語で作成・配布、また、段階的緩和期間における都の対応につきまして「やさしい日本語」で発信をしております。

また、広報東京都 4 月号で、東京 i CDC、感染症に対応した支援・対策について掲載をいたしました。

次、産業労働局のところですが、3 月 26 日以降になりますが、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の申請受付を開始し、また、4 月 1 日以降の分について公表いたしました。

多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表をしております。

また、「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付を開始し、出勤者数の削減に向け

まして「トコトン・テレワーク」の実施について、そして、テレワーク導入率の調査結果(3月後半)について公表をいたしております。

次、中央卸売市場です。市場業者の使用料及び光熱水費の支払いを猶予しております。

次は、建設局。一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対しまして、納付期限を猶予、港湾局では、同じく一時的に港湾占用料等の納付に関して同様の猶予措置を実施しております。

次、水道局です。水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長をしたところです。

続きまして、各局からの報告をお願いいたします。まず、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)、他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

私からは、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)、コロナ対策リーダー及び飲食店等に対する徹底点検サポートについて説明をいたします。

まず、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置(案)でございますけれども、国は、本日、都へのまん延防止等重点措置の適用を決定いたしました。これを受けて、都としてのまん延防止等重点措置(案)を説明いたします。

まず、1ページでございますが、指定する区域は、23区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市の6市、期間は4月12日0時から5月11日の24時までといたします。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請を行います。

2ページは、都民向けの要請でございます。都県境を超えた不要不急の外出・移動の自粛、特に変異株により感染が急拡大している大都市圏との往來の自粛、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、会食において会話をする際のマスク着用の徹底を要請いたします。

3ページですが、事業者向けの要請等でございます。措置区域における飲食店等の使用制限ではありますが、飲食店と、遊興施設等のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗の事業者に対しまして、営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供は11時から19時までとすることを要請いたします。

また、施設に入場する者に対するマスクの着用の周知や、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、アクリル板の設置や利用者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止の効果のある措置等を要請いたします。

さらに、業種別ガイドラインの遵守やカラオケ設備の利用自粛を要請いたします。

4ページですが、措置区域におけるその他の施設への対応でございます。今回の措置の主

眼は人流を抑制することにあります。飲食店等以外の施設についても、1,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗やサービス業を営む店舗、運動施設、劇場、映画館、展示場、美術館、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分などを対象に、営業時間を5時から20時まで、酒類の提供は、11時から19時までについて協力をお願いいたします。

また、業種別ガイドラインの遵守について要請をいたします。

5ページでございますが、措置区域外における飲食店等の使用制限でございます。飲食店等の事業者に対し、営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は、11時から20時までとすることを要請します。

また、措置区域と同様に、特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請いたします。

さらに、業種別ガイドラインの遵守やカラオケ設備の利用自粛を要請いたします。

6ページですが、措置区域以外のその他の施設への対応でございます。飲食店等以外の施設についても、1,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗やサービス業を営む店舗、運動施設、劇場、映画館、展示場、美術館、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分などを対象に、営業時間5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時までについて協力を依頼いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守についても要請をいたします。

最後に、7ページは、イベントの開催制限についてでございます。イベントの主催者等に対しまして、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

具体的には、大声のあり・なしと施設の収容定員に応じまして、人数の上限、収容率を定めております。

あわせて、措置区域及び区域外において、それぞれ営業時間の短縮や規模別ガイドライン(正しくは業種別ガイドライン)の遵守を要請いたします。

なお、以上の対応(案)につきましては、本日、書面開催をしました感染症対策審議会において、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、「コロナ対策リーダー」についてご説明をいたします。

飲食店の皆様には、「コロナ対策リーダー」の登録を改めてお願いを申し上げます。既に6万6,000件を超える登録をいただいております。リーダーを中心に、更なる感染防止策を徹底していただきたいと考えております。

最後に、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトについてご説明をいたします。

都は、見回りなどの取組をさらに発展させ、飲食店等に対する徹底点検・サポートを短期集中的に実施していきます。

来週の月曜日から、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」が重点措置区域における飲食店等を訪問し、各店舗の取り組みを点検・サポートして参ります。

東京の特性を十分に考慮した実効性のある点検を実施いたしまして、点検済みの店舗には「感染防止徹底点検済証」を交付いたします。その際、点検業務等のシステム化などDX

の効果的な活用を図って参ります。

また、コロナ対策リーダーへの助言の実施や実効性のある支援ツールの提供によりまして、その取組を後押しするなど、きめの細かい支援を実施して参ります。

コロナ対策リーダーと感染対策サポートチームが一体となって、利用者における感染リスクを抑えていきます。

説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、トコトン・テレワークの実施、他の案件につきまして産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局から3点ご報告をさせていただきます。

1点目はテレワークの推進についてです。現在、多摩地域の宿泊施設を活用してサテライトオフィスを提供しておりますが、1日当たりの室数を拡充するなど体制を強化いたします。

2点目は、協力金の支給についてでございます。4月12日の月曜日から5月11日の火曜日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、事業規模に応じて、店舗ごとに111万円から最高で600万円を支給いたします。

現在、国の方針を踏まえて必要な準備を進めておりまして、今後詳細お知らせいたします。

3点目は、中小企業への取組に対する支援についてでございます。コロナ対策リーダーの活動を後押しする取組といたしまして、より安心のお店づくりに向け、CO2濃度測定器などの購入を支援いたします。また、感染症防止ガイドラインに基づく取組などへの支援につきましても、申請期限を延長いたします。

引き続き、人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の皆様の取組をサポートして参ります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして戦略的・集中的な検査の拡充、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、戦略的・集中的な検査についてご説明申し上げます。

クラスターが発生しやすい事業所等や、繁華街・商店街等におきまして、早期に陽性者を

捕捉するため、積極的にPCR検査等を実施いたします。

また、重症化のリスクの高い高齢者施設や障害者施設において、職員等への集中的・定期的な検査の拡充をいたします。今まで月1であったものを週1に拡充するものでございます。

また、直近においては20代の感染者が増加しているところでございますが、大学生等の若い世代は行動が活発でございます。そのため、大学キャンパスでのPCR検査等の推進をいたします。また、オンライン講義の活用など、感染防止対策についても要請いたします。

次に、医療提供体制等の確保についてでございますが、現在5,048床の病床を確保しているところでございますが、通常医療を制限し、コロナ患者様の病床を転用することも視野に入れまして、最大確保病床6,044床に向けた確保、すでに都内の医療機関に要請したところでございます。

また、回復期にございます患者の転院を積極的に受け入れる後方支援病院を約200施設・約1,000床を確保しておりますが、転院を促進することで効率的な病床の運用を行って参ります。

宿泊療養施設につきましては、来週、新たに1施設を開設いたしますが、今後の感染の拡大に備え、順次確保を進めて参ります。

また、基礎疾患を有する高齢者と同居している方などの家庭内感染を抑制するため、即日受入れを4月12日より開始するなど、運用の見直しを徹底して参ります。

次に、ゴールデンウィーク期間中の医療機関等への支援についてでございますが、ゴールデンウィーク期間中も、都民が受診できる診療所等や調剤薬局、入院患者を受け入れる医療機関に対し協力金をお支払いし、必要な医療提供体制の確保をして参ります。

次に、一時宿泊場所の提供についてでございますが、コロナの影響で失業など、住まいを失った方に対し、重点措置期間中、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

最後に、女性の方への相談体制につきましては、お示しの通り各種相談窓口を設けております。不安な気持ちや悩みを抱えることがないように、引き続き相談支援体制の確保を進めて参ります。

私から以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして学校の対応につきまして、教育長からお願いいたします。

【教育長】

学校でございます。小中学校及び高校の対応についてでございます。

新学期の開始というタイミングでもありますことから、学校においては、マスクの着用、

手洗い、児童生徒・教職員の健康管理など、感染防止対策を一層徹底いたします。

あわせて、児童生徒等の体調が悪い時は休養させることなど、保護者の皆様ご自身の健康管理も含めて、ご家庭にも改めて協力をお願いして参ります。

また、感染不安や感染予防等の理由により、登校ができない児童生徒等につきましては、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなど、学校の学習内容や課題を伝え、子供たちの学びを保障して参ります。

特にこの4月からは、小中学校における1人1台端末の整備に伴い、本格的にデジタル機器を活用した教育活動が展開されていくこととなります。今後の新型コロナウイルス感染症に備えるためにも、全ての子どもたちが、日常的に端末を使えるよう、オンラインなどデジタル機器の積極的な活用を進めて参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

本日報告のあります局については以上と伺っておりますが、それ以外にこの場でご報告等ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。

では、多羅尾副知事からお願いいたします。

【多羅尾副知事】

都庁の中の話ではありますけれども、本日付で、総務局から各局に対しまして、都職員における新型コロナウイルス感染症対策のさらなる徹底についてと、このような通知を発出いたしました。

通知の趣旨といたしましては、重点措置が適用されるに当たりまして、改めて都職員自らが、徹底的なテレワークへの取組でありますとか、不要不急の外出自粛、あるいは会食時のルール徹底など、実践していただくようにという、通知内容でございます。

各局におかれましては改めて、職員全員に周知徹底するようにお願いいたします。

さらに付言いたしますと、ルールに則った行動であっても、誤解を招くような行動あるいは誤解を招く恐れのあるような行動はぜひ、慎んでいただきたいと思います。

やはり、東京都といたしましては、都民の皆様に変なお願いもしているわけがございますので、都職員が、信頼を失うようなことがあっては決してならないということがございます。

改めてその点も、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

他にご報告等ある方いらっしゃいますか。よろしければ会のまとめといたしまして本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい、ご苦労様です。第 54 回の対策本部会議であります。

先ほど、政府の対策本部が開催されまして、「まん延防止等重点措置」の都に対する適用が決定されたところであります。

週明けの 4 月 12 日 0 時から、5 月 11 日 24 時まで、23 区と八王子、立川、武蔵野、府中、調布、そして町田、この 6 市を対象区域といたしまして、「まん延防止等重点措置」を実施いたします。

東京の医療を守り、そして都民の皆様を守るためには、これまで以上に徹底した人流の抑え込みが不可欠であります。都民・事業者の皆様のご理解ご協力を賜りたいと思います。

4 月 12 日以降のまん延防止等重点措置の都の対応につきましては、先ほど、総務局長から説明があった通りであります。

都民の皆様におかれましては、大都市圏の往来の自粛、そして必要最小限の外出でお願いいたします。

事業者の皆様には、営業時間の短縮、イベントの開催制限等をお願いいたします。

飲食店の皆様方には、「コロナ対策リーダー」の登録を改めてお願いをいたします。リーダーを中心に、更なる感染防止策を徹底してください。

都におきましては、来週月曜日から、「徹底点検 TOKYO サポートチームプロジェクト」が重点措置実施区域における飲食店等を訪問いたしまして、それぞれの店舗の取組を点検・サポートして参ります。

産業労働局長からの説明で、事業者の皆様への呼びかけです。出勤者数の 7 割削減に向けて、「トコトン・テレワーク」の実施、これを引き続きお願いを申し上げます。

多摩地域の宿泊施設でございしますが、これを活用して、サテライトオフィスを提供している、これを 1 日当たりの部屋数、室数を倍増いたします。有効に活用していただきたい。

営業時間短縮要請に全面的にご協力いただけます飲食店等の皆様方には、改めて協力を支給いたします。

コロナ対策リーダーの活動を後押しする取組といたしまして、CO2 濃度測定器等の購入の支援を行います。

また、感染症防止ガイドラインに基づきます取組やテイクアウトなどの業態転換への支援についても、申請の期限を延長いたします。

それから福祉保健局長からの説明がございました重症化リスクの高い施設などに対しましては、戦略的・集中的に検査を拡充いたして参ります。

大学生等の若い世代は大変行動が活発でございします。そのことから、大学キャンパスでの PCR の検査等を推進して参ります。

医療提供体制、これは現在の確保病床が 5,048 床でございますが、これをさらに最大確保病床 6,044 床に向けた確保、これをすでに都内医療機関へ要請をいたしております。

また、後方支援病院であります、約 200 施設・約 1,000 床確保して、転院を促進いたします。

宿泊療養施設ですけれども、来週、新たに 1 施設を開設いたしまして、また今後の感染拡大に備え、順次確保を進めて参ります。

来月はゴールデンウィークでございますが、その期間中、都民の皆さんが受診できる診療所等、調剤薬局、入院患者を受入れる医療機関、これらを支援して参ります。

それから、コロナの影響で住まいを失った方に対する対応策であります、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供をいたします。

支援を必要とする女性の方々、住まいや仕事を失った方々、家に居場所がない未成年の方々、外国人、生きづらさを抱える方々、それぞれの相談、今出ておりますが、お受けをして参ります。

教育長から説明がございましたように、学校については、小中学校や高校では、新学期にあたって、学校での感染防止対策の徹底、そしてまた、保護者のご協力もお願いを申し上げます。

そして、現在、実施中の都立施設でありますけれども、休館をしているわけではありますが、都立公園の利用制限も行ってありますが、これを 5 月 11 日まで継続をするものいたします。

今、申し上げましたような様々な施策について、タイミングを逸することなく、直ちに実行するために、総額で 2,583 億円の補正予算を編成いたしまして、本日、専決処分を行ったところでございます。

この後、臨時記者会見を開きまして、都民そして事業者の皆様に対しましての呼びかけを改めて行わせていただきます。

各局においては、年度が変わりました、人事異動もありました、体制が変わった部署もございいます。

一刻も早い事態の収束に向けまして、都庁の総力を結集して切れ目なく、都民、そして事業者に寄り添った施策の推進にあたっていただきますようお願いを申し上げます。

私から以上です。

ともに頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。